

## 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「宜野湾港マリーナ」の次に「及び与那原マリーナ」を加える。

第2条第4号及び第5号中「及びモーターボート」を「、モーターボート」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 与那原マリーナ 中城湾港（西原与那原地区）の港湾施設のうち、知事が定める区域内にあるスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。

第7条第1項中「宜野湾港マリーナ」の次に「、与那原マリーナ」を加える。

第16条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 与那原マリーナ

第17条第1項各号列記以外の部分中「宜野湾港マリーナ」の次に「及び与那原マリーナ」を、「指定管理者は、」の次に「それぞれ」を加え、同項第2号及び第3号中「宜野湾港マリーナ」の次に「又は与那原マリーナ」を加える。

「第2節 宜野湾港マリーナの管理」を「第2節 宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの管理」に改める。

第22条第1項及び第23条第1項中「宜野湾港マリーナ」の次に「及び与那原マリーナ」を加える。

第24条の表以外の部分中「宜野湾港マリーナ」の次に「及び与那原マリーナ」を加え、「左欄」を「第1欄」に、「中欄」を「第2欄」に、「それぞれ同表の右欄に掲げる字句に」を「宜野湾港マリーナにあっては同表の第3欄に、与那原マリーナにあっては同表の第4欄に掲げる字句にそれぞれ」に改め、同条の表を次のように改める。

第7条第1項	港湾施設（宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリンパーク	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
--------	-------------------------------------	---------------	--------------

	に係るものを除く。以下この節において同じ。)		
	知事	指定管理者	指定管理者
第7条第2項	知事	指定管理者	指定管理者
	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第8条第1項	前条第1項	第24条の規定により読み替えて適用される前条第1項	第24条の規定により読み替えて適用される前条第1項
	別表第2	別表第5	別表第6
第8条第2項	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第9条の見出し	使用料等	使用料	使用料
第9条	使用料、占用料又は土砂採取料（以下「使用料等」という。）	使用料	使用料
第10条の見出し	使用料等	使用料	使用料
第10条	使用料等	使用料	使用料
第11条	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第12条第1項	第7条第1項	第24条の規定により読み替えて適用される第7条第1項	第24条の規定により読み替えて適用される第7条第1項

	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第12条第2項	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
	知事	指定管理者	指定管理者
第13条第1項	知事	指定管理者	指定管理者
第13条第2項 各号列記以外の部分	知事	指定管理者	指定管理者
	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第13条第2項 第1号及び第2号	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第14条	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
	前条	第24条の規定により読み替えて適用される前条	第24条の規定により読み替えて適用される前条
第15条	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設

第31条中「別表第6」を「別表第7」に改める。

附則第2項第4号中「新港地区」の次に「及び西原与那原地区のうち与那原マリーナ」を加える。

別表第2中「宜野湾港マリーナ」の次に「及び与那原マリーナ」を加える。

別表第6中「のうち」の次に「、与那原マリーナ及び」を加え、同表を別表第7とする。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第24条関係）

与那原マリーナの港湾施設の使用料

1 浮棧橋、物揚場及び陸置場（ディンギー型ヨット及び水上オートバイの陸置場を除く。）使用料

単位	区分	使用料											
		艇長5メートル未満のもの	艇長5メートル以上6メートル未満のもの	艇長6メートル以上7メートル未満のもの	艇長7メートル以上8メートル未満のもの	艇長8メートル以上9メートル未満のもの	艇長9メートル以上10メートル未満のもの	艇長10メートル以上11メートル未満のもの	艇長11メートル以上12メートル未満のもの	艇長12メートル以上13メートル未満のもの	艇長13メートル以上14メートル未満のもの	艇長14メートル以上15メートル未満のもの	艇長15メートルを超えるもの
使用期間が1月未満の場合	陸置	860円	1,020円	1,180円	1,340円	1,500円	1,660円	1,820円	1,980円	2,140円	2,300円	2,460円	2,460円に15メートルを超える1メートルまでごとに160円を加算した額
	海上係留						2,120円	2,320円	2,520円	2,720円	2,920円	3,120円	3,120円に15メートルを超える1メートルまでごとに200円を加算した額
使用期間が1年以上1年未満の場合	陸置	17,260円	20,650円	24,040円	27,430円	30,820円	34,210円	37,600円	40,990円	44,380円	47,770円	51,160円	51,160円に15メートルを超える1メートルまでごとに3,390円を加算した額
	海上係留						42,570円	46,640円	50,710円	54,780円	58,850円	62,920円	62,920円に15メートルを超える1メートルまでごとに4,070円を加算した額
使用期間が1年の場合	陸置	180,090円	215,460円	250,830円	286,200円	321,570円	356,940円	392,310円	427,680円	463,050円	498,420円	533,790円	533,790円に15メートルを超える1メートルまでごとに35,370円を加算

区画に つき										した額
	海上係 留			444,170 円	486,630 円	529,090 円	571,550 円	614,010 円	656,470 円	656,470円に15メー トルを超える1 メートルまでごと に42,460円を加算 した額

## 2 ディンギー型ヨットの陸置場使用料

単位	使用料		
	艇長3メートル未 満のもの	艇長3メートル以 上5メートル未満 のもの	艇長5メートル以 上のもの
使用期間が1月未満の 場合 1区画1日につ き	330円	470円	670円
使用期間が1月以上1 年未満の場合 1区画 1月につき	3,370円	4,720円	6,750円
使用期間が1年の場合 1区画につき	33,750円	47,250円	67,500円

## 3 水上オートバイの陸置場使用料

単位	使用料
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	440円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1区画1月につき	8,960円
使用期間が1年の場合 1区画につき	93,480円

## 4 その他の施設使用料

種別		単位	使用料
揚降機使用料		揚艇又は降艇 1 回につき	2,210円
船台使用料	小型	1 日につき	1,100円
	中型	1 日につき	1,930円
	大型	1 日につき	2,430円
研修室使用料		1 時間につき	1,010円
駐車場使用料		1 台 1 日につき	
		(1) 原動機付自転車及び自動二輪車 (2) 普通自動車	100円 300円
船台置場使用料		1 台 1 日につき	860円
		1 台 1 月につき	17,260円
		1 台 1 年につき	180,090円
船具倉庫使用料	小型	1 個 1 日につき	350円
		1 個 1 月につき	7,000円
		1 個 1 年につき	70,000円
	大型	1 個 1 日につき	600円
		1 個 1 月につき	12,000円
		1 個 1 年につき	120,000円
シャワー使用料		1 回につき	200円
マリーナ附帯施設使用料			第 1 項から第 3 項までの表の単位及び区分の欄に掲げる使用期間及び使用方法の区分に応じ、それぞれの表の使用料の欄に掲げる使用料の額に10分の1を乗じて得た額

## 備考

- 1 「1区画」とは、陸置又は海上係留の用に供するために区画された一の区域をいう。
- 2 使用時間等が時間、日又は月を単位とする場合に、その使用時間等に1時間、1日若しくは1月に満たない端数があるとき、又はその使用時間等が1時間、1日若しくは1月未満であるときは、これらをそれぞれ1時間、1日又は1月として計算する。
- 3 「ディンギー型ヨット」とは、居住設備及びエンジンを持たないヨットをいう。
- 4 「水上オートバイ」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）別表第2の備考1に規定する特殊小型船舶をいう。
- 5 「原動機付自転車」、「自動二輪車」及び「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に規定する原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車をいう。
- 6 「マリーナ附帯施設」とは、給水施設、給電施設、給油施設、修理ヤード及びマリーナ出入港管理システムをいう。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### （準備行為）

- 2 この条例による改正後の沖縄県港湾管理条例（以下「改正後の条例」という。）第19条の規定による与那原マリーナの指定管理者の指定及びこれに関して必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第18条から第20条までの規定の例により行うことができる。

平成27年9月18日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 理 由

中城湾港（西原与那原地区）に与那原マリーナを整備することに伴い、その港湾施設の使用料の徴収根拠を定めるとともに、その管理を指定管理者に行わせる等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。